（案）

笛吹市国際化推進指針

多様な主体が世界と地域をつなぎ、誰もが幸せを実感できる、

優しさあふれるまちづくり



令和8年度改定版

笛吹市

FUEFUKI CITY

目　次

1　策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～2

2　指針の目的と目指すべき地域の将来像・・・・・・・・・・2～3

（1）指針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

（2）目指すべき地域の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・3

3　指針の計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

4　指針の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・4～10

（1）基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4～5

（2）各項目の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～6

（3）指針の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7～10

5　項目別の現状と課題、取組の方向・・・・・・・・・・・11～22

（1）多文化共生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11～13

（2）教育・文化交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14～16

（3）国際友好都市交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17～19

（4）産業交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20～22

6　指針を推進する体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・23

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24～34

1　策定の背景

近年、世界全体で国際化の動きが加速しており、経済、観光、文化、スポーツなど、様々な分野において、グローバル化が進展しています。

また、国籍や民族を問わず、外国人住民が地域住民として受け入れられ、日常の中で共に暮らす多文化共生の時代が身近になっています。

令和8年1月1日現在、笛吹市においても外国人住民数※1が1,878人（全人口の2.83%）となり、日常生活の中で外国人との関わりが大きくなっています。

観光面では、インバウンドの推進により、令和6年には約6万5,000人※2の外国人観光客が、石和温泉・果実郷周辺※3を訪れており、県内でも有数の国際的な観光地となっています。さらに、桃、ぶどうをはじめとした農産物の輸出など、産業面での諸外国との関わりも年々深まっています。

国際的な交流では、ドイツのバート・メルゲントハイム市、フランスのニュイ・サン・ジョルジュ市、フィリピンのベイ町などの多様な国々と交流を行っています。今後はこうした交流をさらに発展させるため、市民レベルでの友好関係の構築が一層期待されています。

1　日本の国籍を有しない者で、①中長期在留者、②特別永住者、③一時庇護許可者、④仮滞在許可者、⑤出生又は国籍喪失による経過滞在者のいずれかに該当し、住民基本台帳法に基づき市町村の区域内に住所を有するもの。

2　山梨県観光文化・スポーツ部観光政策グループ「令和6年山梨県観光入込客統計調査報告書」17頁

3　「令和6年山梨県観光入込客統計調査報告書」4項、「5.圏域分類」の定義に基づく笛吹市（旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村）。

こうした背景を受け、本市では、国際化と多文化共生の推進に向けた方向性を示すため、平成24年3月に、「笛吹市国際化推進指針」を策定し、令和2年7月には、第2次総合計画との整合性を図るとともに、外国人住民の増加やインバウンドの進展などの社会情勢の変化を踏まえ改定しました。

今回の改定は、現行指針の計画期間が令和7年度をもって満了することに合わせ、国際情勢の変化に伴い多様化する地域課題に的確に対応するため、行うものです。

改定に当たっては、令和7年6月に設置した、学識経験者や在住外国人、民間団体代表など、国際化について多角的な視点と知見を有する委員で構成される「笛吹市国際化推進委員会」の委員からの意見を反映し、内容の充実を図りました。

2　指針の目的と目指すべき地域の将来像

（1）指針の目的

本市では、第3次笛吹市総合計画において、市の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち」と掲げ、その実現に向けた様々な施策を展開しています。本指針は、第3次笛吹市総合計画を具体化する取組の中で、市民一人ひとりに国際化や多文化共生の重要性への理解を深めていただき、多様な個性が尊重され、共に支えあう社会を築くことを目指すものです。

指針の運用に当たっては、市民・事業者・行政の協働により、地域の活性化と優しさあふれるまちづくりに向けた施策を総合的かつ計画的に推進し、これからの国際化と多文化共生の方向性を明らかにすることを目的としています。

（２）目指すべき地域の将来像

本市において、外国人は地域で共に暮らす隣人であり、地域社会の担い手としても重要な存在となっています。また、多様な文化や経験を持つ人々を受け入れ、文化的で秩序ある社会を発展させていくことが、地域全体の持続的な成長に欠かせない要素であると考えてきました。このため、今回の指針改定では、外国人を観光客などの一時的な滞在者としてのみならず、地域で生活する「住民」として捉え、総合的な支援を展開することを重視しました。

本指針に基づき、外国人住民を地域社会の構成員として改めて認識し、調和と共生を支える地域づくりに努めます。また、国際化推進の担い手となる市民、事業者などが、国際社会で活躍できる環境づくりを進めるとともに、海外との交流を通じ、国際感覚豊かな青少年の育成に力を入れていきます。さらに、観光資源の魅力を世界に発信し、物産交流等を通じて産業の国際展開を促進し、本市の認知度向上と地域経済の活性化を図ります。

３　指針の計画期間

本指針の計画期間は、令和8年度から令和15年度までの 8年間とします。

なお、国内外の情勢の変化などにより、内容の変更が必要と見込まれる場合には、笛吹市国際化推進委員会などでの検討を経て、随時見直しを行います。

４　指針の基本的な考え方

（１）基本理念

本市では、令和8年3月に中長期にわたる市政運営の指針として、第３次笛吹市総合計画を策定しました。本市に暮らす誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちになるという考えの下、市の将来像を、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」と掲げています。

本指針では、この将来像の実現に向け、全ての市民が国際化と多文化共生の重要性を理解し、尊重する心を持つことを目指し、「多様な主体が世界と地域をつなぎ、誰もが幸せを実感できる、優しさあふれるまちづくり」を基本理念と定めます。

第3次笛吹市総合計画

■市の将来像　「 ハートフルタウン笛吹　～優しさあふれるまち～ 」

■基本目標1　幸せ実感 こころ豊かに暮らせるまち

■基本目標2　幸せ実感 にぎわいあふれるまち

■基本目標3　幸せ実感 100 年続くまち

★「笛吹市国際化推進指針」の基本理念

「多様な主体が世界と地域をつなぎ、誰もが幸せを実感できる、優しさあふれるまちづくり」

（2）各項目の基本目標

第 3 次笛吹市総合計画では、「幸せ実感　こころ豊かに暮らせるまち」「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」「幸せ実感 100年続くまち」を基本目標としています。

これら基本目標の達成に向けた具体的な事業計画である、総合計画の前期実施計画（令和8年度～令和11年度）においては、「自分らしく学び活躍できるまちづくり」「移住・定住を促す魅力的なまちづくり」「みんなで創る共生と協働のまちづくり」などの施策を中心に、国際化に関連する具体的な事業を展開しています。

本指針では、総合計画に基づき、国際化を広範に捉え推進していくため、「多文化共生」「教育・文化交流」「国際友好都市交流」「産業交流」の 4項目を

基本目標(大項目)として設定します。

【1　多文化共生の基本目標】

国籍を問わず命と暮らしを守り、共に支え合い幸せに生きるため、多文化共生の仕組みづくりを目指します。

【2　教育・文化交流の基本目標】

子供から大人までが、世界に触れ学び合い、地域や国際社会で活躍できる教育の仕組みづくりを目指します。

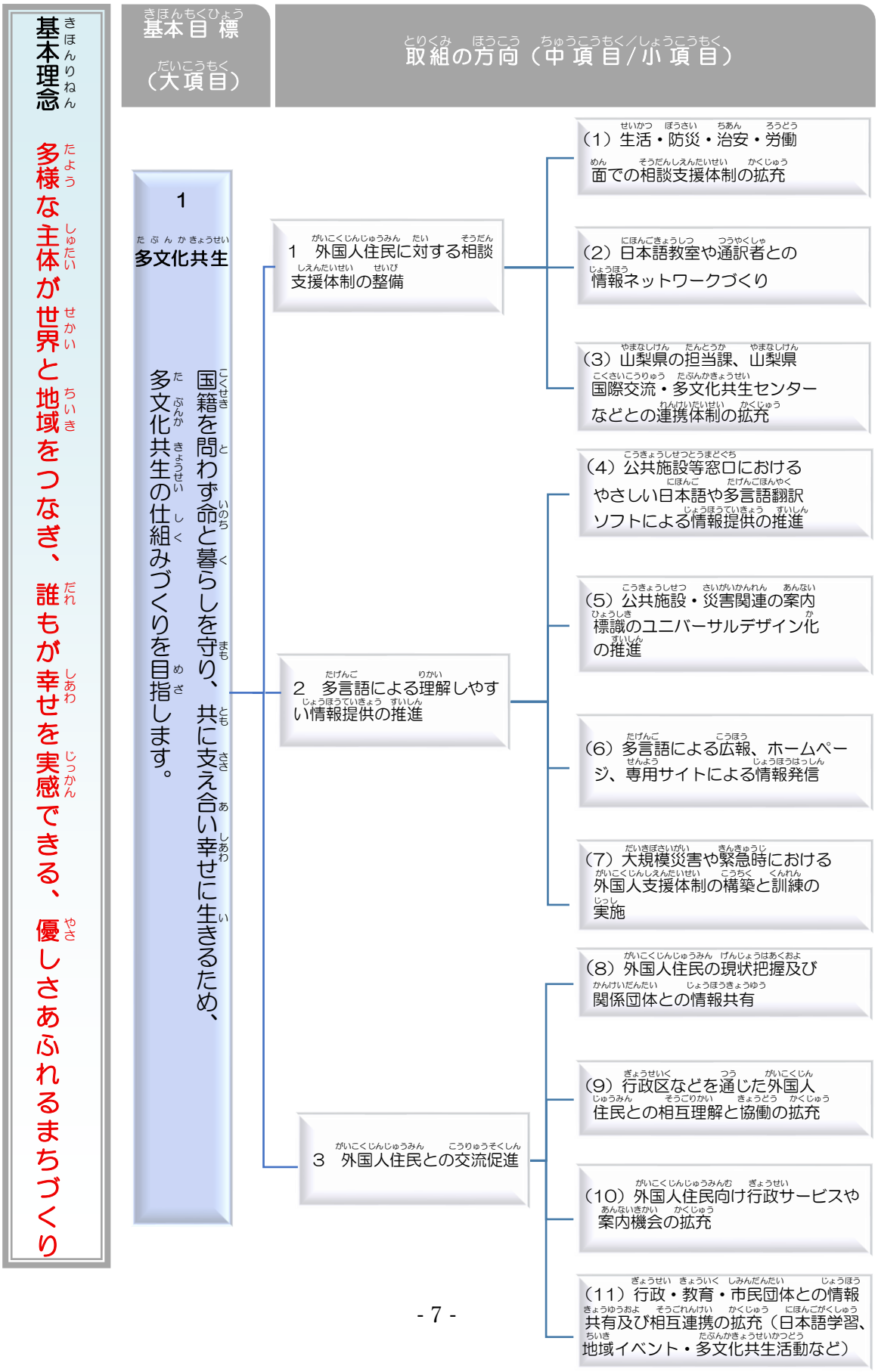
【3　国際友好都市交流の基本目標】

国際友好都市との絆を土台に、市民や団体が主役となり、国境を越えた友情と地域の活力を生み出す、国際交流の仕組みづくりを目指します。

【4　産業交流の基本目標】

果樹や観光により、本市の魅力を世界へ広げ、海外とのつながりを地域の活力や豊かさに繋げる仕組みづくりを目指します。

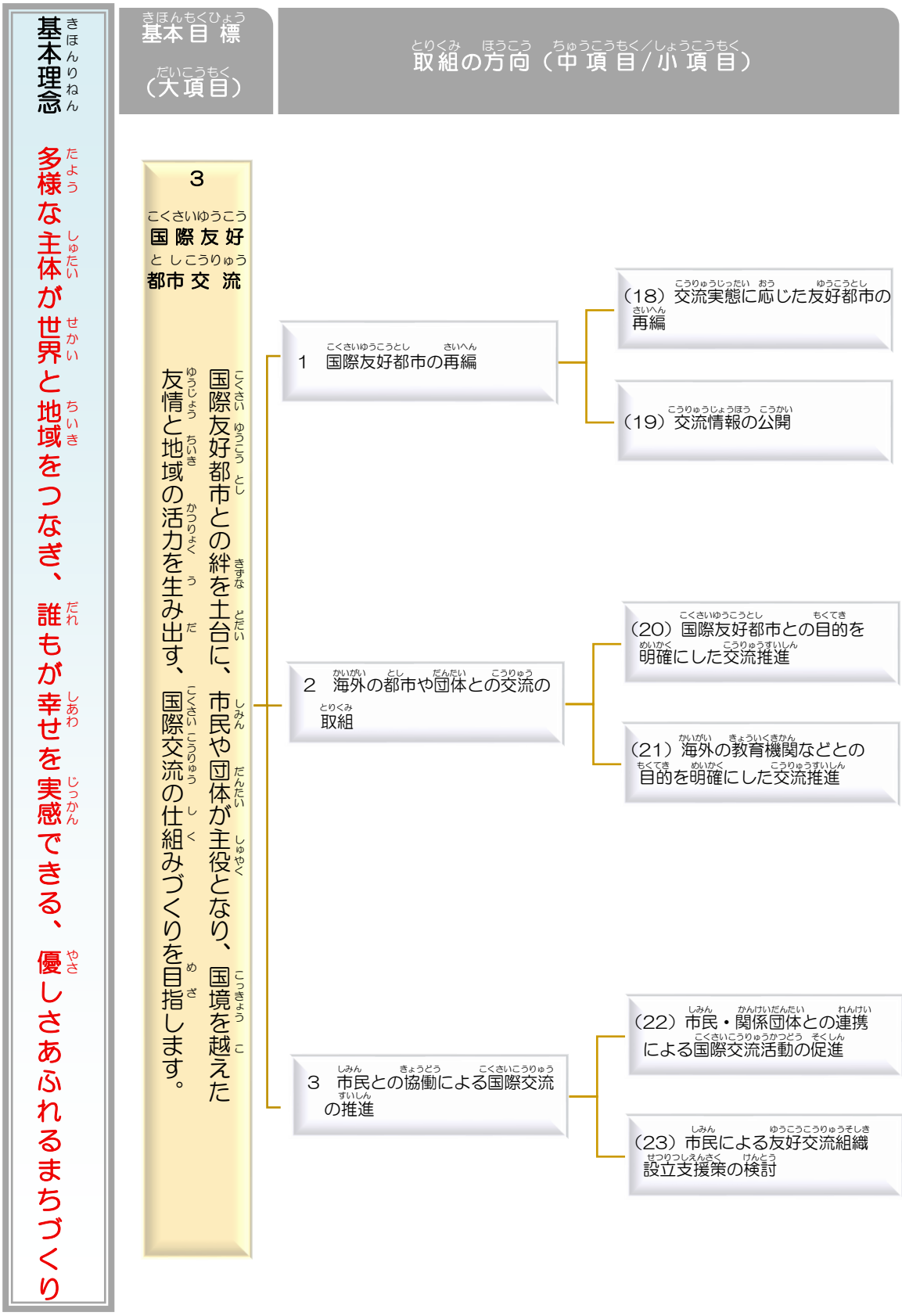
（３）指針の体系図

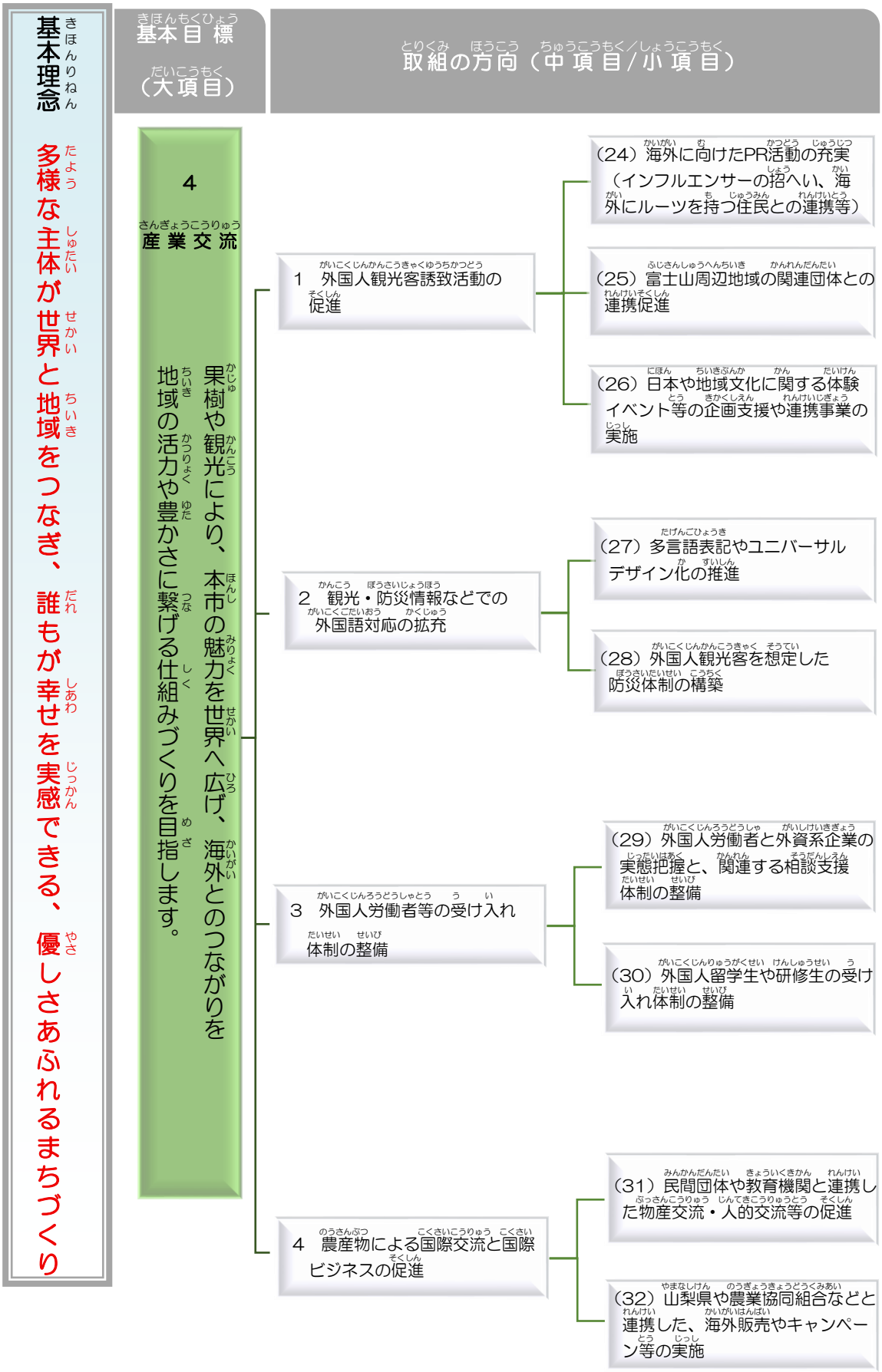

基本理念
多様な主体が世界と地域をつなぎ、誰もが幸せを実感できる、優しさあふれるまちづくり
基本目標（大項目）
取組の方向（中項目／小項目）
1
多文化共生
国籍を問わず命と暮らしを守り、共に支え合い幸せに生きるため、多文化共生の仕組みづくりを目指します。
1　外国人住民に対する相談支援体制の整備
2　多言語による理解しやすい情報提供の推進
3　外国人住民との交流促進
（1）生活・防災・治安・労働面での相談支援体制の拡充
（2）日本語教室や通訳者との情報ネットワークづくり
（3）山梨県の担当課、山梨県国際交流・多文化共生センターなどとの連携体制の拡充
（4）公共施設等窓口におけるやさしい日本語や多言語翻訳ソフトによる情報提供の推進
（5）公共施設・災害関連の案内標識のユニバーサルデザイン化の推進
（6）多言語による広報、ホームページ、専用サイトによる情報発信
（7）大規模災害や緊急時における外国人支援体制の構築と訓練の実施
（8）外国人住民の現状把握及び関係団体との情報共有
（9）行政区などを通じた外国人住民との相互理解と協働の拡充
（10）外国人住民向け行政サービスや案内機会の拡充
（11）行政・教育・市民団体との情報共有及び相互連携の拡充（日本語学習、地域イベント・多文化共生活動など）

基本理念

多様な主体が世界と地域をつなぎ、誰もが幸せを実感できる、優しさあふれるまちづくり

基本目標（大項目）	取組の方向（中項目/小項目）	
2 教育・文化 交流 子供から大人までが、世界に触れ学び合い、地域や国際社会で活躍できる教育の仕組みづくりを目指します。	1 小中学校と地域の高等学校及び特別支援学校における国際理解教育の拡充	（12）総合的な探究の時間やALTを活用した学習活動の拡充
		（13）日本語指導が必要な児童生徒に対するサポート体制の充実
	2 多文化理解のための学習機会の拡充	（14）多文化理解のための各種生涯学習講座の拡充
		（15）多文化理解のための授業や各種イベントの拡充
	3 国際社会で活躍し、多文化共生社会に生きる人材の育成	（16）海外の教育機関や友好都市と連携した交流活動の拡充
		（17）国際感覚を醸成するための各種イベント開催


基本理念
多様な主体が世界と地域をつなぎ、誰もが幸せを実感できる、優しさあふれるまちづくり
基本目標（大項目）
取組の方向（中項目/小項目）
3
国際友好都市交流
国際友好都市との絆を土台に、市民や団体が主役となり、国境を越えた友情と地域の活力を生み出す、国際交流の仕組みづくりを目指します。
1 国際友好都市の再編
（18）交流実態に応じた友好都市の再編
（19）交流情報の公開
2 海外の都市や団体との交流の取組
（20）国際友好都市との目的を明確にした交流推進
（21）海外の教育機関などとの目的を明確にした交流推進
3 市民との協働による国際交流の推進
（22）市民・関係団体との連携による国際交流活動の促進
（23）市民による友好交流組織設立支援策の検討


基本理念
多様な主体が世界と地域をつなぎ、誰もが幸せを実感できる、優しさあふれるまちづくり
基本目標（大項目）
取組の方向（中項目/小項目）
4
産業交流
果樹や観光により、本市の魅力を世界へ広げ、海外とのつながりを地域の活力や豊かさに繋げる仕組みづくりを目指します。
1 外国人観光客誘致活動の促進
（24）海外に向けたPR活動の充実（インフルエンサーの招へい、海外にルーツを持つ住民との連携等）
（25）富士山周辺地域の関連団体との連携促進
（26）日本や地域文化に関する体験イベント等の企画支援や連携事業の実施
2 観光・防災情報などでの外国語対応の拡充
（27）多言語表記やユニバーサルデザイン化の推進
（28）外国人観光客を想定した防災体制の構築
3 外国人労働者等の受け入れ体制の整備
（29）外国人労働者と外資系企業の実態把握と、関連する相談支援体制の整備
（30）外国人留学生や研修生の受け入れ体制の整備
4 農産物による国際交流と国際ビジネスの促進
（31）民間団体や教育機関と連携した物産交流・人的交流等の促進
（32）山梨県や農業協同組合などと連携した、海外販売やキャンペーン等の実施

５　項目別の現状と課題、取組の方向

（１）多文化共生

多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」※4と定義されています。外国人に住みよいまちは、日本人にとっても暮らしやすいまちとなります。そのため、多文化共生の地域づくりを目指し「ユニバーサルデザイン」※5の考え方を積極的に取り入れていきます。

本市の外国人住民数は、平成31年と比較すると、約1.8倍に増加しており、令和7年国勢調査人口等基本集計（山梨県の概要）では、山梨県内の市町村別で、3番目に多い状況です。在留資格別では、「永住者」※6、「定住者」※7、「日本人の配偶者等」、「技能実習」など、様々な在留資格を持つ外国人が居住しています。このことから、多様な立場にある外国人住民の視点に立ち、生活実態の概要を的確に把握し、ニーズに即した対応を検討する必要があります。

また、近年は地震や豪雨、豪雪など、自然災害が多発しています。本市でも、

4　総務省「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」令和2年9月10日、5頁。

5　年齢、身体能力、言語、国籍などの違いに関わらず、すべての人が利用しやすいよう製品やサービス、環境を設計する考え方。

6　原則として10年以上継続して日本に在留し、次の3つの要件を満たし、法務大臣から永住許可を受けた者。①素行が善良であること。②独立の生計を営むに足りる資産または技能を有すること。③その者の永住が日本国の利益に合すると認められること。

7　日本に在留する外国人に与えられる在留資格の一種で、法務大臣が個々の外国人について特別な理由を考慮し、5年を超えない範囲で一定の在留期間を指定して居住を認める者。

災害時における外国人支援をこれまで以上に推進することが課題となっていることから、今後、災害関連計画やマニュアルにおいて、外国人への対応の内容をさらに充実させていきます。

地域の力を高めるためには、外国人住民を受け入れ、共生していくことが必要です。行政はもちろんのこと、市民、地域、ボランティア団体などが、自分の役割を理解し、それぞれの立場で取組を進めていくことが重要です。

これらのことから、本指針における多文化共生の取組では、「外国人住民に対する相談支援体制の整備」「多言語による理解しやすい情報提供の推進」「外国人住民との交流促進」の３つの方向を目指すこととします。

多文化共生における取組の方向

1　外国人住民に対する相談支援体制の整備

(1) 生活・防災・治安・労働面での相談連携体制の拡充

(2) 日本語教室や通訳者との情報ネットワークづくり

(3) 山梨県の担当課、山梨県立国際交流・多文化共生センターなどとの連携体制の拡充

2　多言語による理解しやすい情報提供の推進

(4)公共施設等窓口におけるやさしい日本語や多言語翻訳ソフトによる情報提供の推進

(5) 公共施設・災害関連の案内標識のユニバーサルデザイン化の推進

(6) 多言語による広報、ホームページ、専用サイトによる情報発信

(7) 大規模災害や緊急時における外国人支援体制の構築と訓練の実施

3　外国人住民との交流促進

(8) 外国人住民の現状把握及び関係団体との情報共有

(9) 行政区などを通じた外国人住民との相互理解と協働の拡充

(10) 外国人住民向け行政サービスや案内機会の拡充

(11) 行政・教育・市民団体との情報共有及び相互連携の拡充（日本語学習・地域イベント・多文化共生活動など）

（２）教育・文化交流

令和8年5月１日現在、市内19校の小中学校には外国人児童生徒が 59人在籍しています。これは、全児童生徒数の約1.4%にあたります。国、地域別の内訳は、中国19人、フィリピン 13人、ベトナム 6人、台湾5人、ペルー3人、ネパール 3人、ブラジル 3人、モンゴル2人、パキスタン2人、韓国1人、インドネシア1人、バングラデシュ1人です。

外国人児童生徒の中には、日本語での日常会話や学習に困難を感じている子供たちもおり、日本語の指導をはじめ、学校生活のサポートが必要です。そのため、現在は有償ボランティア 3人を通訳として活用し、ポルトガル語や中国語を母語とする児童生徒を支援しています。その他の言語についても、県教育委員会に相談し、支援を行っています。

また、小学校学習指導要領に基づき、令和2年度から小学校3・4年生の外国語活動が必修化され、5・6年生では外国語科が教科として実施されています。本市では独自に 22人の ALT（外国語指導助手）※8 を採用し、英語教育をより一層充実させています。あわせて、地域の高等学校と連携し、海外の教育機関とのオンラインでの交流授業を行っています。

---

8 ALT（外国語指導助手：Assistant Language Teacher）日本の小・中・高等学校などの教育現場において、日本人教師と協力して外国語教育の補助を行う外国人のこと。

文化交流では、外国の文化への理解を深めるため、料理や言語などを学ぶ講座を実施しています。また、多文化共生を推進し、日本の文化を理解してもらうため、成人年齢を迎える外国人住民を二十歳の誓い（成人式）に招待しています。

今後も、国際化が進展する中で、自分とは異なる文化や歴史を持つ人々と共存していく必要があります。そのためには、自分たちの国や地域の伝統・文化に対する理解を深め、国際社会と共に生き、活躍できる「人づくり」がますます重要となります。

これらのことから、本指針における教育・文化交流の取組では、「小中学校と地域の高等学校及び特別支援学校における国際理解教育の拡充」「多文化理解のための学習機会の拡充」「国際社会で活躍し、多文化共生社会に生きる人材の育成」の３つの方向を目指します。

教育・文化交流における取組の方向



外国語授業アシスタント事業

1　小中学校と地域の高等学校及び特別支援学校における国際理解教育の拡充

（12）総合的な探究の時間やALTを活用した学習活動の拡充

（13）日本語指導が必要な児童生徒に対するサポート体制の充実

2　多文化理解のための学習機会の拡充

（14）多文化理解のための各種生涯学習講座の拡充

（15）多文化理解のための授業や各種イベントの拡充

3　国際社会で活躍し、多文化共生社会に生きる人材の育成

（16）海外の教育機関や友好都市と連携した交流活動の拡充

（17）国際感覚を醸成するための各種イベント開催

（３）国際友好都市交流

平成16年10月12日、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の５町1村が合併し、笛吹市が誕生しました。また、平成18年8月１日には芦川村を編入合併し、現在の笛吹市となりました。その際、本市は旧町村の国際友好都市であった、ドイツのバート・メルゲントハイム市（旧石和町）、フランスのニュイ・サン・ジョルジュ市（旧一宮町）、中国の肥城市（旧一宮町）の3市を、国際友好都市として引き継ぎました。さらに、令和7年8月１日には、新たにフィリピンのベイ町とも交流を開始しました。

国際友好都市のうち、バート･メルゲントハイム市とは、現在も相互訪問等の交流を継続しています。また、ニュイ・サン・ジョルジュ市とも、書簡での交流を行っています。ベイ町とは、英語の ALT（外国語指導助手）の受け入れと、教育環境を充実させるための交流活動を開始し、令和8年度には、ベイ町をはじめとしたフィリピンから ALT（外国語指導助手）22人を採用し、市内の小中学校で活動を開始しています。

一方で、肥城市とは、書簡交流も含め、全ての活動が停止しており、今後の交流のあり方について再検討する予定です。

これらの自治体との活動の概要は、本指針の参考資料に記載しています。

国際友好都市交流を、より意義のあるものとしていくためには、単なる行政同士の交流だけではなく、お互いに明確な目的を持ち、市民が主体となった相互交流を深めていくことが必要です。その上で、市民主導の交流を促進することにより、市全体で国際交流を発展させていきます。

これらのことから、本指針における国際友好都市交流の取組では、「国際友好都市の再編」「海外の都市や団体との交流の取組」「市民との協働による国際交流の推進」の３つの方向を目指します。

国際友好都市交流における取組の方向



バート・メルゲントハイム市
公式使節団来訪（2018）

1　国際友好都市の再編

（18）交流実態に応じた友好都市の再編

（19）交流情報の公開

2　海外の都市や団体との交流の取組

（20）国際友好都市との目的を明確にした交流推進

（21）海外の教育機関などとの目的を明確にした交流推進

3　市民との協働による国際交流の推進

(22)市民・関係団体との連携による国際交流活動の促進

(23)市民による友好交流組織設立支援策の検討

（４）産業交流

本市では、多様な文化や経験を持つ人々が協力することで、新たな産業の「可能性」を生み出し、地域全体の持続的な成長につなげていくため、外国人も地域産業を支える、重要な担い手であると考えています。

令和6年 山梨県観光入込客統計調査報告書によると、石和温泉・果実郷周辺の外国人宿泊者数は 6万人を超えており、本市の主要産業である観光においても、外国人観光客は欠かせない存在となっています。

今後も、さらに外国人観光客を獲得していくためには、多様な人々が多くの言語で、本市の魅力を発信し続ける必要があります。そのため、今後も、ホームページの多言語対応を充実させていきます。あわせて、外国人のインフルエンサー※9やイベント等に参加する外国人にも、SNSなどを通じた外国語での情報発信を積極的に呼びかけていきます。

また、外国人観光客の受け入れ体制を充実させるため、民間事業者による外国人の従業員の採用や、インターンの受け入れなどを促進していきます。

さらに、本市の基幹産業である果樹産業においても、海外との技術交流や生産流通等を推進し、農産物による国際的なビジネスを後押ししていく必要があります。今後も民間交流を主体とした農業者間での国際交流を促進し、地域特有の景観・風土を生かした、桃、ぶどう等の販売促進活動を展開していき

9 SNSやブログなどを通じて情報発信を行い、社会に大きな影響力を持つ人々のこと。

ます。

特に、令和4年7月18日に、「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」が、世界農業遺産に認定されたことを受け、今後もこの世界的ブランドを最大限に活用し、世界に向けて本市の農業をPRしていきます。こうした取組を基盤に、海外の富裕層を中心とした新たな市場を開拓し、農家の所得向上と後継者の確保・育成を図ります。

これらを実現するため、本指針の産業交流の取組では、「外国人観光客の誘致活動の促進」「観光・防災情報などでの外国語対応の拡充」「外国人労働者等の受け入れ体制の整備」「農産物による国際交流と国際ビジネスの促進」の4つの方向を目指します。

産業交流における取組の方向



マレーシアでの農産物販売促進キャンペーン

1　外国人観光客誘致活動の促進

（24）海外に向けたPR活動の充実（インフルエンサーの招へい、海外にルーツを持つ住民との連携等）

（25）富士山周辺地域の関連団体との連携促進

（26）日本や地域文化に関する体験イベント等の企画支援や連携事業の実施

2　観光・防災情報などでの外国語対応の拡充

（27）多言語表記やユニバーサルデザイン化の推進

（28）外国人観光客を想定した防災体制の構築

3　外国人労働者等の受け入れ体制の整備

（29）外国人労働者と外資系企業の実態把握と、関連する相談支援体制の整備

（30）外国人留学生や研修生の受け入れ体制の整備

4　農産物による国際交流と国際ビジネスの促進

（31）民間団体や教育機関と連携とした物産交流・人的交流等の促進

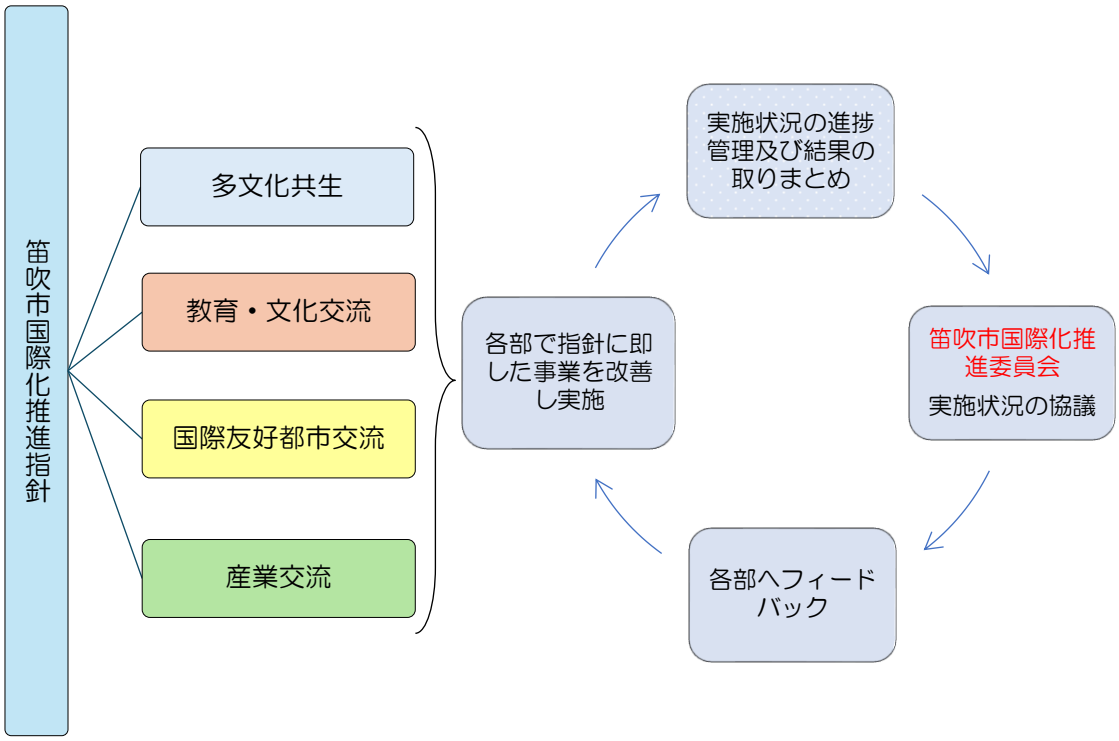
（32）山梨県や農業協同組合などと連携した、海外販売やキャンペーン等の実施

６　指針を推進する体制の整備

本指針に基づいた取組を推進するため、令和7年度に、学識経験者や在住外国人、民間団体代表など、国際化について多角的な視点と知見を有する委員で構成される「笛吹市国際化推進委員会」を設置しました。委員会では、指針に基づく施策の推進状況などについて意見交換を行います。また、その結果を本市の各部局に共有し、継続的な事業改善を図り、全庁体制で総合的に国際化を推進していきます。

本指針は、計画期間の最終年度である令和13年度に、社会情勢や事業の進捗状況などを踏まえ、全面的な見直しを行う予定です。

【実施体制図】



【参考資料】

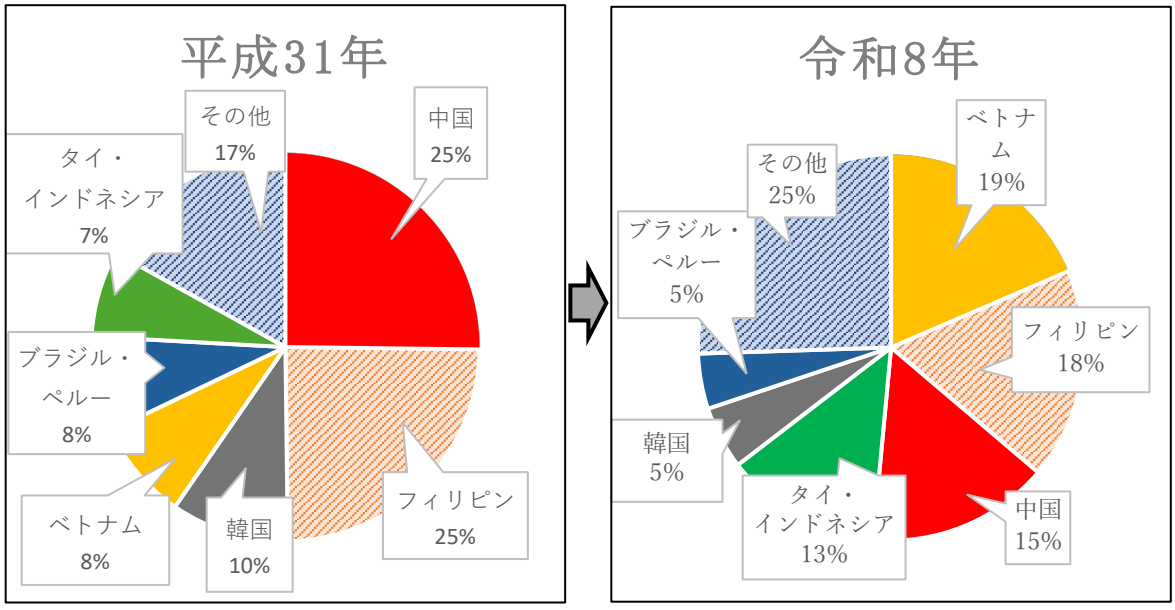
資料１　笛吹市の外国人住民数の推移（単位：人）

	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
外国人住民数	1,028	1,144	1,104	1,149	1,321	1,541	1,752	1,878
笛吹市総人口	69,695	69,170	68,559	68,266	67,647	67,278	66,867	66,327
対人口比	1.47%	1.65%	1.61%	1.68%	1.95%	2.29%	2.62%	2.83%

（資料：笛吹市戸籍住民課　※各年1月1日現在）

本市の外国人住民数は、概ね1,000人から 1,800人で推移しています。総人口に対する割合は、1.5～2.8%程度です。

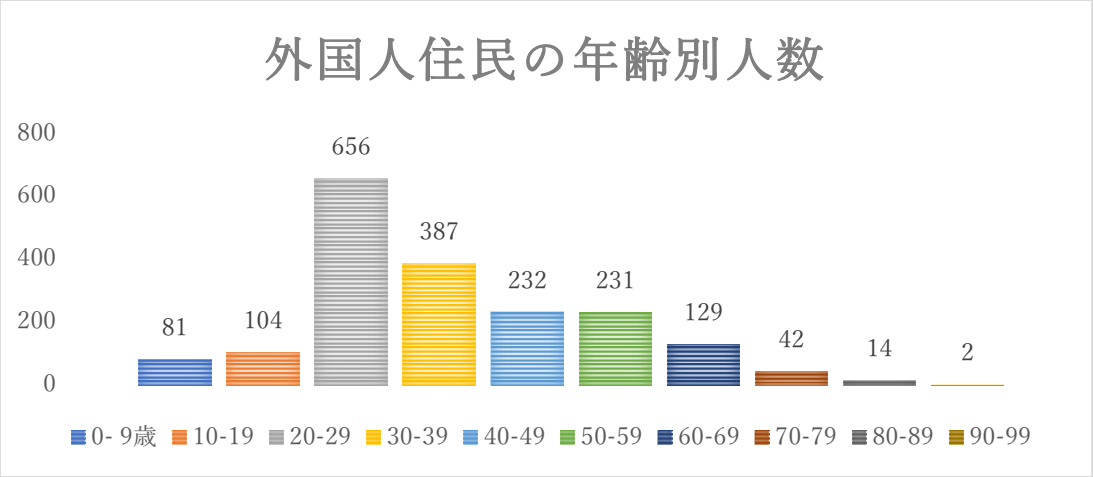
資料２　外国人住民の国籍別人数（平成31年と令和8年の比較、単位:%）



（資料：笛吹市戸籍住民課）

令和8年1月1日現在、外国人住民の国籍別人数では、フィリピンが最も多く、次いでベトナム、中国の順となっています。平成31年と同様、アジア地域（フィリピン、中国、ベトナム、韓国、タイ・インドネシア等）で全体の約7割を占めています。

資料３　外国人住民の年齢別人数　（単位：人）



令和8年1月1日現在（資料：笛吹市戸籍住民課）

外国人住民の年齢別人数は、20歳から29歳までが最も多く、次いで30歳から39歳まで、40歳から49歳までの順となっています。日本人と比べ、若い年齢層に集中しています。

資料４　市内19校における外国人児童生徒数　（単位：人）

	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８
外国人児童生徒数	28	28	28	32	33	39	53	59
児童生徒総数	4,924	4,875	4,822	4,749	4,657	4,595	4,472	4357
対総数比	0.57%	0.57%	0.58%	0.67%	0.71%	0.85%	1.19%	1.35%

各年5月1日現在（資料：笛吹市教育委員会学校教育課）

令和8年5月現在、市内の小中学校（19校）の外国人児童生徒数は、59人です。全児童生徒の約1.35%に当たります。中国、フィリピン、ベトナムなどの子供たちが市内の学校で学んでいます。

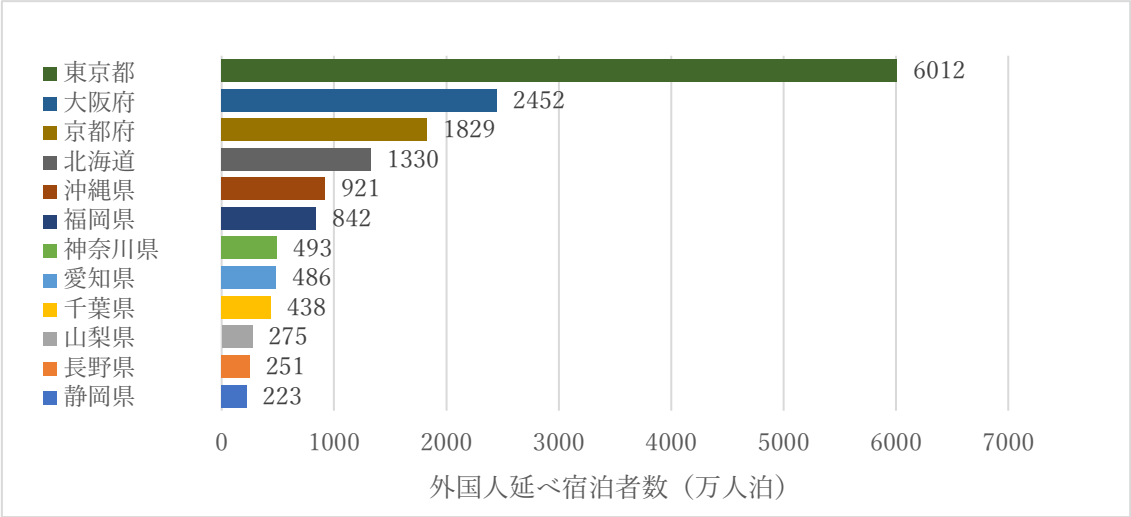
資料５　訪日外国人旅行者数の推移　（単位：万人）

	平成 31 （令和元）	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
外国人旅行者数（全国）	3,188	412	25	383	2,507	3,687	4,268
外国人延べ宿泊者数（山梨県）	205	36	2	17	142	255	275

資料：日本政府観光局（JNTO）「訪日外客統計」　観光庁「宿泊旅行統計調査」

令和7年に山梨県に宿泊した外国人延べ宿泊者数は、275万人です。令和2年の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、一時急速に減少しました。しかし現在は、過去最大を更新しています。

資料６　令和7年外国人延べ宿泊者数の上位12都道府県（単位：万人）



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

山梨県の外国人延べ宿泊者数は、全国で第 10 位です。本県より上位の都道府県は、ほとんどが大都市圏です。

資料７　笛吹市における観光客の構成

指標	実績値	実績値	実績値
	令和元年	令和３年	令和６年
笛吹市観光入込客数	298 万人	182 万人	246 万人
石和温泉・果実郷宿泊客数（全体）	146 万人	78 万人	119 万人
石和温泉・果実郷宿泊客数（外国人）	17.6 万人	496 人	6.5 万人

資料：笛吹市観光商工課

令和６年に石和温泉・果実郷に宿泊した外国人観光客数は、6万5,000人（5.4％）です。山梨県内では、外国人観光客が多い地域となっています。令和2年の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、一時急速に減少しました。現在は回復しつつありますが、まだ新型コロナウイルス感染症感染拡大前の水準には達していません。

資料８　ドイツ　バーデン・ヴュルテンベルク州
「バート・メルゲントハイム市」との交流概要



【概要】

ドイツ南西部、面積129.97ｋ㎡。

人口約2万3,000人、温泉療法の先進地。

ふるさと創生事業の一環で提携。

【経過】

・平成3年5月26日、旧石和町で友好交流協定書に調印。

・平成4年11月15日、バート・メルゲントハイム市で友好調印式を実施。

・平成18年10月、バート・メルゲントハイム市副市長を団長とする訪問団（非公式）が本市を訪問。

・平成19年10月16日～23日、笛吹市使節団（市長、他21人）が、ドイツ及びフランスを公式訪問。バート・メルゲントハイム市を初公式訪問(16日～19日滞在)。「友好交流約定書」に両市長署名。

・平成21年4月、バート・メルゲントハイム市の公式使節団が本市を訪問。

・平成23年6月、バート・メルゲントハイム市から、東日本大震災義援金（約7,000ユーロ）が本市に寄託（第１次)。

・平成23年10月、バート・メルゲントハイム市内の新設道路が、「笛吹通り」と命名され、除幕式が実施される。

・平成24年1月、バート・メルゲントハイム市から、東日本大震災義援金（約3,600ユーロ）が本市に寄託（第２次)。市長と市議会議長が福島県南相馬市を訪問し寄贈。

・平成25年11月、笛吹市友好交流団（市長、他22人）が、バート・メルゲントハイム市を公式訪問。

・平成26年10月、バート・メルゲントハイム市公式使節団（市長、他18人）が、市制施行10周年記念式典に参加のため来訪。

・平成28年9月、笛吹市友好交流視察団（市長、他15人）が、バート・メルゲ

ントハイム市を公式訪問。

・平成30年4月、バート・メルゲントハイム市公式使節団（市長、他33人）が、本市に来訪（4月10日～13日まで滞在）。

・令和4年2月、友好都市協定締結30周年を記念し、ビデオレター送付。

・令和4年4月、バードメルゲントハイム市KSM高等学校と笛吹高等学校でオンライン交流開始（定期的に継続中）。

・令和6年3月、KSM高校の校長が本市来訪。笛吹高等学校で交流。

・令和8年5月、KSM高校（校長、教師、生徒12人）本市来訪。笛吹高等学校で交流。

資料9　フランス　コート・ドール県「ニュイ・サン・ジョルジュ市」との交流概要

【概要】

フランス中東部ブルゴーニュ地方、

面積20.8ｋ㎡。

人口約5,600人、良質なワインの産地。

ワイン産地間の交流を目的に提携。



【経過】

・平成4年3月27日、ニュイ・サン・ジョルジュ市で姉妹提携に関する協定書に調印。

・平成19年5月、ニュイ・サン・ジョルジュ市の新設道路が、「イチノミヤ通り」と命名される。

・平成19年10月16日～23日、笛吹市の初使節団（市長、他22人）が、ドイツ及びフランスを公式訪問。ニュイ・サン・ジョルジュ市を公式訪問。10月21日、ニュイ・サン・ジョルジュ市での「イチノミヤ通り」新設道路標示板の除幕式に参加。友好交流継続の意向と市民レベルでの交流の促進を相互確認。

・平成24年1月、ニュイ・サン・ジョルジュ市が、東日本大震災義援金（約3,000ユーロ）を笛吹市に寄託。市長と市議会議長が、福島県南相馬市を訪問し寄贈。

資料10　中国　山東省　肥城市との交流概要

【概要】

山東省中部、面積1,277ｋ㎡。

人口約96万人。

桃の大生産地（年間生産量約5万ｔ）。



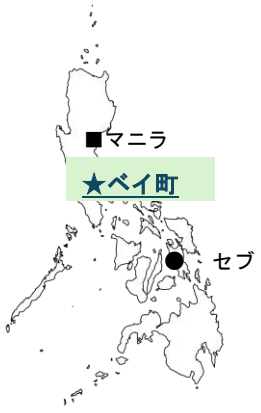
桃栽培の技術協力を目的に提携。

【経過】

- 平成5年4月14日、旧一宮町で友好交流協定書に調印。
- 平成6年6月2日、旧一宮町で姉妹都市協定書に調印。
- 平成18年7月、肥城市政府訪日団（市長、他4人）が来訪。「友好交流に関する備忘録」を作成。両市の友好関係を継続し、農業発展、観光発展を目指した民間交流を促進することを確認。
- 平成27年11月、肥城市政府訪日団（市長、他7人）来訪。

資料11　フィリピン　ラグーナ州　ベイ町との交流概要

【概要】



フィリピン北部ルソン島中部の州。

面積42.66k㎡、人口約6万7,000人。

教育交流を主目的とした提携。

総土地面積の約65%を農地が占める農業地域。主要な作物は、米、バナナ、パイナップル、ココナッツ、ランブータン、ランソネス。ラグナ湖（ラグナ・デ・ベイ）に近接し、イズミダイやナマズなどの水産養殖業も盛んな地域。

【経過】

・令和7年8月１日、笛吹市使節団（市長、他3人）が、フィリピンのラグーナ州ベイ町を公式訪問。自治体間交流に関する覚書を調印。学校教育を中心とした教育の他、文化・産業・労働分野での協力を確認。

・令和８年4月から、ベイ町をはじめとする、フィリピンの英語教師22人を採用し、市内の小中学校で ALT として活動開始。

資料12　笛吹市国際化推進指針改定作業等の開催状況

回数	日　時	協議内容等
１	令和7年5月８日	庁議 ・笛吹市国際化推進指針の改定について検討
２	令和7年6月２０日	令和7年度笛吹市国際化推進委員会 ・笛吹市国際化推進指針の改定に向けて検討 ・国際化に係る意見の募集（～8月31日まで）
３	令和7年11月4日	笛吹市国際化推進委員会委員からのヒアリング ・多文化共生分野

4	令和7年11月5日	笛吹市国際化推進委員会委員からのヒアリング ・多文化共生分野、産業交流分野
5	令和7年11月6日	笛吹市国際化推進委員会委員からのヒアリング ・教育・文化交流分野
6	令和7年11月11日	笛吹市国際化推進委員会委員からのヒアリング ・友好都市交流分野、産業交流分野
7	令和7年12月3日	笛吹市国際化推進委員会委員からのヒアリング ・多文化共生分野、産業交流分野
8	令和8年 2月9日～10日	庁内関係各課からのヒアリング ・計10課担当者
9	令和8年6月29日	令和8年度第1回笛吹市国際化推進委員会 ・笛吹市国際化推進指針の改定について検討
10	令和8年9月24日	令和8年度第2回笛吹市国際化推進委員会 ・笛吹市国際化推進指針素案の検討
11	令和8年11月12日	庁議 ・笛吹市国際化推進指針素案の報告
12	令和8年11月24日	市議会全員協議会 ・笛吹市国際化推進指針素案の報告

13	令和8年11月19日 から 12月19日まで	パブリックコメントの募集

【改定履歴】

「笛吹市国際化推進指針」

平成24年3月：策定

令和2年7月：第１次改定

令和9年1月：第２次改定

【問合せ先】

〒406-8510

山梨県笛吹市石和町市部777

笛吹市総合政策部

企画課企画調整担当

TEL 055-261-2032

FAX 055-262-4115